

中小企業経営力強化支援法の 支援機関に認定

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中で、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を国が認定する制度が創設されましたが、この度、平成24年12月21日付けで、本会が県内の経済団体としては初となる認定を受けました。

認定制度は、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関者を、国が経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

これを機に、本会では、これまで以上に県内中小企業に対する支援を充実させていきますので、なお一層ご活用下さるようお願い致します。

【本会の支援内容】

- ・ 創業支援
- ・ 経営状況の分析、事業計画策定支援
- ・ 農工商連携コーディネート支援 等

高齢者対応ビジネス構築事業報告書より

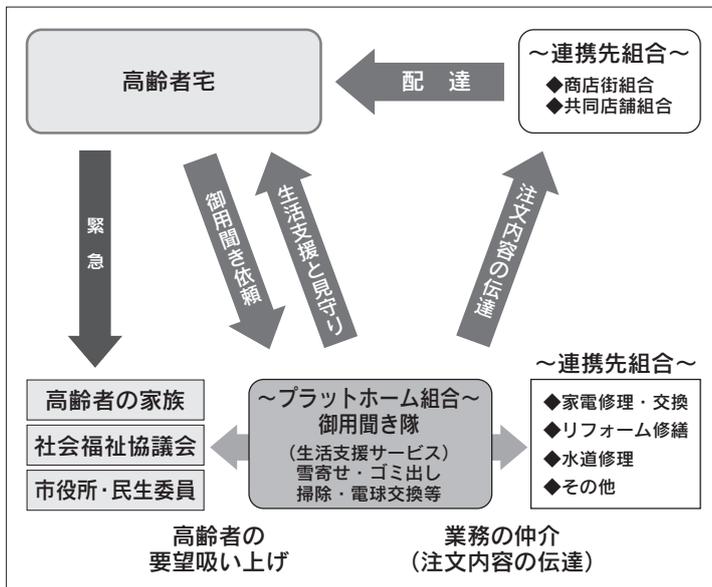
本会では、平成23年度に引き続き、高齢者を対象としたビジネスへの取り組みが想定される組合を対象に「高齢者対応ビジネス構築事業」を実施し、3回に亘って、各業界組合が実現可能な具体的なビジネスモデルの構築に取り組みました。

【コーディネーター】経営コンサルタント 小室秀幸氏

【参加組合】タクシー、管工事、新聞配達、家電販売、建築(リフォーム)、共同店舗、商店街

各業界組合から出されたニーズ(ビジネスニーズ、ビジネス外ニーズ、ビジネス連携ニーズ)を踏まえ、各業界組合として実施可能なこと、実施出来そうなこと、実施しようと思っていることを整理しながら、高齢者のニーズや採算性、社会的要請の視点を考慮し、高齢者対応ビジネスモデルの立案に向けて検討を行いました。

今回の事業を通じて、業界組合単独でのビジネスを検討したところ、業界組合をPRするための1つのツールとしては成立しそうであるが、事業を実施する場合は、業界組合が行う事業の範囲内での実現は難しいという結論に達したため、他の業界組合との横の連携を活かした事業構築＝組合間連携による事業構築を検討し、御用聞きを中心とした「高齢者対応ビジネスモデル」を決定しました。



なお、本事業の詳細については、本会のホームページをご覧ください。

URL <http://www.chuokai-akita.or.jp/>



【事業検討の様子】

【本事業に関するお問い合わせ先】

本会商業振興課 ☎018-863-8701